

第8章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

8-1 施設緑地の整備目標・整備方針

1. 都市公園の整備目標・整備方針

(1) 都市公園の整備目標

① 街区公園

目標年次の平成42年においては、先の配置計画にもとづき46箇所（10.37ha）を位置づけ、新たに34箇所（7.72ha）の整備を行い、一人当りの街区公園の面積を2.23㎡/人とします。

中間年次の平成32年は、相見地区の街区公園9箇所（計1.67ha）、幸田駅前地区1箇所（0.10ha）、欠間公園1箇所（0.20ha）に加え、目標年次までに整備する残る23箇所の約半分の11箇所（ $11 \times 0.25\text{ha} = 2.75\text{ha}$ ）を加え、34箇所の整備を目標とします。

■街区公園の整備目標

種別	現況 平成20年		中間年次 平成32年		目標年次 平成42年		一人当たり面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
街区公園	12	2.65	34	7.37	46	10.37	2.23 (標準 1.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口46,400人で算出

② 近隣公園

近隣公園は、既存の4箇所に加え、北部及び南部に各1箇所を整備することとし、中間年次の平成32年に1箇所（2ha）、目標年次に1箇所（2ha）の整備を目標とします。

■近隣公園の整備目標

種別	現況 平成20年		中間年次 平成32年		目標年次 平成42年		一人当たり面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
近隣公園	4	15.10	5	17.10	6	19.10	4.12 (標準 2.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口46,400人で算出

③ 地区公園

地区公園は、既存の 2 箇所のみとします。

■地区公園の整備目標

種 別	現況 平成 20 年		中間年次 平成 32 年		目標年次 平成 42 年		一人当たり面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
地区公園	2	13.62	2	13.62	2	13.62	2.94 (標準 1.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口 46,400 人で算出

④ 総合公園（候補地）

総合公園は、目標年次の平成 42 年供用開始（約 10.00ha）を目指して整備完了するものとし、中間年次の平成 32 年においては、その面積の半分（約 5.00ha）の供用を行うものとして計画します。

■総合公園の整備目標

種 別	現況 平成 20 年		中間年次 平成 32 年		目標年次 平成 42 年		一人当たり面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
総合公園	—	—	1	5.00	1	10.00	2.16 (標準 1.0)

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口 46,400 人で算出

⑤ 都市公園の整備目標まとめ

都市公園の整備目標は以下の通りとなります。

■都市公園の整備目標

種別			中間年次 平成 32 年			目標年次 平成 42 年		
			箇所	面積 (ha)	㎡/人	箇所	面積 (ha)	㎡/人
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	34	7.37	1.75	46	10.37	2.23
		近隣公園	5	17.10	4.06	6	19.10	4.12
		地区公園	2	13.62	3.24	2	13.62	2.94
	都市基幹公園	総合公園	1	5.00	1.19	1	10.00	2.16
合 計			42	43.09	10.24	55	53.09	11.44

注：一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口（H42：46,400 人、H32：42,100 人）で算出

（２）都市公園の整備方針

① 都市公園の整備と環境保全

花いっぱい運動などによる全町的な緑化（緑花）とあわせた都市公園整備により、「豊かな緑に包まれた快適生活環境都市」の実現を目指します。

良好な自然特性を有する区域やその周辺において市街地開発等を行う場合は、特に自然環境に配慮した公園整備を検討する必要があります。

② 社会的ニーズに対応した公園整備

少子高齢社会の進展等を考慮し、高齢者を含むすべての人が使いやすい公園整備を図るため、公園内のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を積極的に行うとともに、健康づくりの場の提供に配慮します。

また、公園利用者の安全・安心確保のため、外部からの見通しが確保された明るい公園整備を図り、地域に開かれたコミュニティ形成の場の提供に配慮します。

都市公園は、災害時には身近な避難所となることから、災害時の利用にも配慮した施設整備を検討します。



＜砂場＞



＜複合遊具＞



＜ブランコ＞

■ユニバーサルデザインを導入した遊具の事例

【ユニバーサルデザインとは】

○ 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

③ 町民ニーズに対応した公園整備

町民ニーズの高い親水性のある公園整備の検討を行います。特に河川改修の計画がある河川沿いの公園にあたっては、多自然型川づくりと合わせ、親水性のある、緑豊かな公園整備を行うものとします。

④ 既存公園の再生

既存の地区公園、近隣公園、街区公園などの都市公園は、利用者のニーズや老朽化にあわせて順次再整備を行い、長寿命化を図ります。

⑤ 住民参加による公園づくり

都市公園の整備にあたっては、地域に根ざした公園とするため、計画段階から住民の参加を得て、魅力のある公園づくりを行うとともに、今後の維持管理の充実を図ります。

⑥ 安全・安心な公園づくり

公園利用者が安全に、そして安心して活動できる公園づくりを行うため、「愛知県安全なまちづくり条例」による「(2) 道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」等にもとづき、安全管理の充実を図ります。

■公園に関する防犯上の指針

日常的に利用される公園における女性、子ども等を対象とした犯罪を防止するため、公園の美化等を行い、地域住民に親しまれる公園の管理運営に努めるとともに、犯罪企図者（犯罪を企てるもの）が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいようにするための次のような措置を講ずるよう努めます。

- (1) 公園の周囲における植栽については、計画の段階より、視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定し、又は視線を連続してさえぎらない配置等を考慮するなど、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種を選定に当たります。また、下枝等が見通しを妨げないように剪定等を行います。周囲から園内の見通しが確保できない大規模な公園においては、園路及び遊戯施設の見通しを確保できるようにこれらを配置するとともに、下枝等がその見通しを妨げないように剪定等を行います。
- (2) 植栽及び遊具の選定及び配置については、周辺から見通すことができない空間を作らないように配慮します。
- (3) 外部からの見通しが悪く、密室的要素がある便所等には、防犯ベル、赤色灯、緊急通報装置等を設置します。
- (4) 夜間の通行又は利用が想定される場所においては、光害に注意しつつ、公園灯、街路灯等により人の行動を視認できる程度以上の照度を確保します。
- (5) 照明は、樹木に覆われ、又は汚損することにより、予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検します。

(6)公園内に便所を設置する場合には、次のことに配慮します。

ア 園路又は道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。

イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

(7) 公園内部への一般車両の進入を制限するために、車止め等の措置を講ずること

資料：道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針（愛知県：平成 19 年 4 月 1 日改正）

⑦ あいち森と緑づくり事業の活用

愛知県では、様々な働きを通じて県民の快適な暮らしを支えている森や緑を、健全な状態で将来に引き継ぐため、平成 21 年 4 月から「あいち森と緑づくり税」を導入し、この税を活用して、人工林や里山林、都市の緑をバランスよく整備・保全する取り組みを開始しました。

具体的な事業は下記の通りであり、市街地内の身近な公園整備や県民参加によるビオトープなどの環境づくり等においてこれらの活用を検討します。

■あいち森と緑づくり事業（都市緑化推進事業）

1.身近な緑づくり事業（交付率：用地取得費 1/3、工事費 10/10）

- ・市街地に残された民有の既存樹林を市町村が買取り、緑地として保全します。
- ・緑の少ない地区において民有地を市町村が買取り、緑地を整備します。

2.緑の街並み推進事業（交付率：1/2）

- ・民有地の敷地または建築物において、まとまった規模で優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進します。

3.美しい並木道再生事業（交付率：10/10）

- ・都市の顔となる地区の道路において、緑にあふれた美しい並木道を再生します。

4.県民参加緑づくり事業（交付率：10/10）

- ・県民参加による植樹、樹林地整備、ビオトープづくりなどの緑の体験学習や緑づくり活動を推進します。

資料：愛知県

2. 公共施設緑地の整備目標・整備方針

(1) 公共施設緑地の整備目標

公共施設緑地は既存の広場、農村公園、児童遊園、ちびっ子広場、運動場、学校のグラウンドを位置づけ、適正に維持管理を行うとともに、緑化の推進を行います。なお、中間年次（平成 32 年）以降は借地公園の欠間公園については街区公園に移行し、六栗緑地は新規に公共施設緑地に位置づけます。

■ 公共施設緑地の指定目標

種 別	現況 平成 20 年		中間年次 平成 32 年		目標年次 平成 42 年		一人当たり面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
公共施設 緑地	92	32.11	92	32.50	92	32.50	7.00

注：公共施設緑地は現況の規模を維持するものとします。

一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口 46,400 人で算出

(2) 公共施設緑地の整備方針

① 公共施設緑地の適正な保全と整備

公共施設緑地（広場、農村公園、児童遊園、ちびっ子広場、運動場、学校のグラウンド）は、街区公園や近隣公園等の代替機能を有していることから、身近な緑地として、適正な保全を図ります。なお、街区公園に移行する欠間公園については、都市公園にふさわしい施設整備を行います。また、学校はグラウンドの芝生化や休日等の開放を検討します。



■ 校庭の芝生化事例

② 自転車専用道路や緑道

自転車専用道路や緑道は、一級河川広田川や相見川の河川堤防を活用したり、町道の拡幅整備などにより、ネットワーク化を図ります。



■ 自転車専用道路事例

③ ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用して設置されるポケットパーク（小さな公園または休憩所）について、幹線道路や自転車歩行者専用道路などへの設置を検討します。



■ ポケットパーク事例

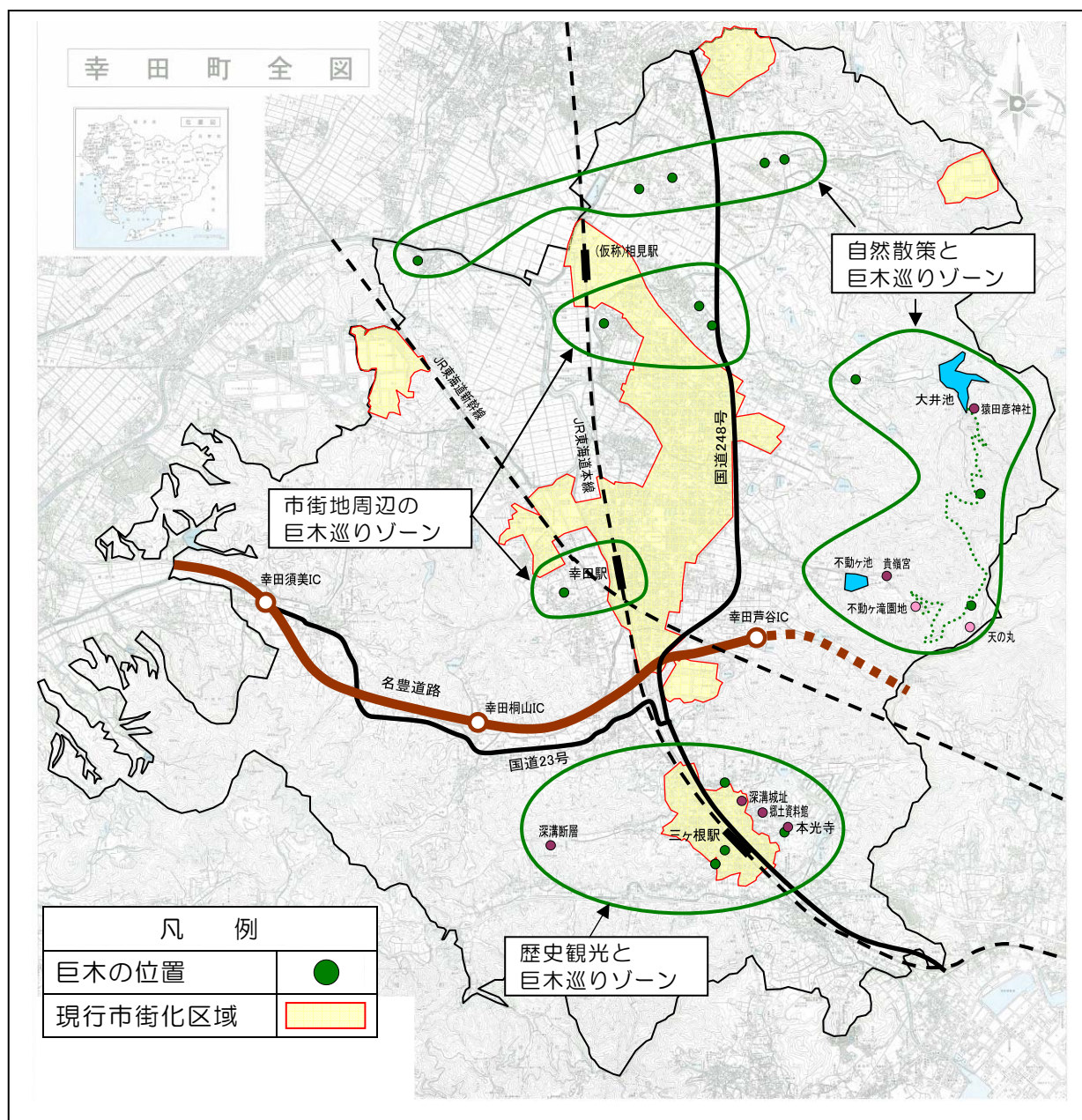
④ 巨木巡りコース

本町の巨木は平成 21 年 7 月現在 36 本（16 箇所）が確認されており、歴史・景観資源として巨木巡りコースの設定を検討します。

巨木巡りコースについては、水と緑のネットワークや花いっぱい運動による緑化（緑花）区間を踏まえた設定について検討します。



■ 鷲田神明宮の巨木（ヤマモモ）



3. 民間施設緑地の整備目標・整備方針

(1) 民間施設緑地の整備目標

民間施設緑地として既存の社寺を位置づけ、社寺林などの緑地の機能維持及び強化を図ります。また、新たな民間施設緑地の位置づけについて検討を行います。

■ 民間施設緑地の整備目標

種 別	現況 平成 20 年		中間年次 平成 32 年		目標年次 平成 42 年		一人当たり面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
民間施設 緑地	54	19.46	54	19.46	54	19.46	4.19

注：民間施設緑地は現況の規模を維持するものとします。

一人当たり面積は、目標年次における都市計画区域内人口 46,400 人で算出

(2) 民間施設緑地の整備方針

① 民間施設緑地の適正な保全

本町の民間施設緑地（社寺）は現在約 54 箇所 19.49ha（4.19 ㎡/人）あり、施設緑地の 1/5 を占め、市街地や集落地における緑とのふれあいの場や地域住民のコミュニティ形成の場にもなっていることから、これらの保全を図ります。

なお、都市公園等の新規整備にあたっては、社寺等と一体となった公園整備についても検討を行うものとします。

② 市民緑地

市民緑地は、都市緑地法にもとづく市民緑地制度を活用した緑地で、緑豊かな土地（樹林地など）の所有者が、居住地の自治体と一定期間、その緑の管理契約を結び、その土地を一般に開放しながら保全を図っていくものです。

土地の所有者にとっては、毎年の維持管理が不要になるとともに、税制上の優遇措置もあり、また自治体にとっても大切な緑を、土地を買うことなく確保・公開できることから、この制度を活用した市民緑地の整備を検討します。



■ 市民緑地事例（四日市市）

③市民農園

本町では、貸し農園として「幸田ふれあい農園」が開設されており、平成 19 年 4 月 1 日開設の農園は、3,220 m²、69 区画（1 区画 30 m²）で貸し付け期間は 1 年間となっています。

これらの制度は都市住民が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して農作物を育てるための農園であり、都市住民からのニーズが高まっていることや増加する遊休農地の活性化対策にもなることから、継続的な運用を図るとともに、新たな市民農園についての設置について検討を行うものとします。



■ 幸田ふれあい農園

8－2 地域制緑地の指定目標・指定方針

1. 地域制緑地の指定目標

(1) 地域制緑地の現状

緑地保全の手法には、下表に示すようなものがあります。

本町の緑地は、現状では「自然公園」、「農用地区域」「河川区域」「保安林」「地域森林計画対象民有林」「天然記念物・史跡」による保全が図られています。

■緑地保全の手法

【法による緑地保全の手法】

- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 風致地区（都市計画法）
- 生産緑地地区（生産緑地法）
- 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法他）
- 歴史的風土保全保存区域（古都保存法）
- 歴史的風土特別保存地区（古都保存法）
- 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
- 自然公園（自然公園法）
- 自然環境保全地域（自然環境保全法）
- 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）
- 河川区域（河川法）
- 保安林区域（森林法）
- 地域森林計画対象民有林（森林法）
- 保存樹・保存樹林（樹木保存法）
- 景観重要樹木（景観法）
- 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）、等

【協定による緑地保全の手法】

- 緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）

【条例等によるもの】

- 条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、等

※アンダーラインは本区域で適用されている緑地保全の手法

(2) 地域制緑地の指定目標

地域制緑地の指定目標は以下のとおりです。なお、幸田町都市計画マスタープランにもとづく拡大市街地（予定地）内の地域制緑地は目標年次において減少するものとして算定しています。

■ 地域制緑地の指定目標

単位：ha

種 別	現況 平成 20 年	中間年次 平成 32 年	目標年次 平成 42 年
自然公園	402.00	402.00	402.00
農業振興地域農用地区域	1,413.00	1,351.00 ※ (-62.00)	1,289.00 ※ (-124.00)
河川区域	19.78	19.78	19.78
保安林	513.00	513.00	513.00
地域森林計画対象民有林	2,433.00	2,389.00 ※ (-44.00)	2,345.00 ※ (-88.00)
天然記念物等	0.39	0.39	0.39
合 計	4,781.17	4,675.17	4,569.17

※幸田町都市計画マスタープランにもとづく計画的な開発区域における緑地の減少分です。
これらは幸田町都市計画マスタープランに位置づけられた拡大市街地（予定地）に含まれる面積すべてを計上しています（安全側で計上）。

2. 地域制緑地の指定方針

(1) 自然公園（三河湾国定公園）

豊かな自然を有する自然公園（三河湾国定公園）区域は、自然公園法にもとづき保全を図り、生態系全体の良好な維持・保全の推進を図ります。

(2) 農業振興地域農用地区域

農業振興地域農用地区域は、幸田町都市計画マスタープランにもとづく計画的な開発区域を除く区域について、農業生産基盤として生産機能の維持・増進を図るとともに、市街地や集落地からの緑の景観として、また、治水機能を有する緑地として保全を図ります。

(3) 河川区域

広田川、柳川、相見川などの河川区域は、保全を図るとともに、沿川の親水化や散策道や自転車歩行者専用道路としての整備を推進します。

(4) 保安林

豊かな自然を有する保安林は、森林法にもとづき保全を図り、生態系全体の良好な維持・保全の推進を図ります。

(5) 域森林計画対象民有林

地域森林計画対象民有林は、幸田町都市計画マスタープランにもとづく計画的な開発区域を除く区域を位置づけ、保全配慮地区に指定し、森林の良好な維持・管理方策の検討を行います。

(6) 天然記念物、史跡（条例等によるもの）

条例・要綱・契約・協定等による緑地としては、現在、県指定の天然記念物である「深溝断層」や町指定の「日向山古墳」などの史跡があり、周辺の樹林地などと一体的な保全を図ります。

(7) 協定・条例等

都市緑地法による緑地協定や景観法による景観協定で緑地に関する事項は、現在はありませんが、緑豊かなまちづくりを進めるため、今後、緑地協定などについて検討していきます。また、条例に基づく保存樹・保存樹林の指定を検討していきます。

8-3 都市緑化の目標及び推進方針

1. 公共公益施設緑化の目標及び推進方針

(1) 公共公益施設緑化の目標

公共公益施設緑化の目標は、国の基準や現況の緑化率等を踏まえて設定します。

なお、各施設の緑化にあたっては、低炭素都市づくりの実現を図るため、可能な限り、これらの目標値を上回る緑化に努めるものとします。

■公共公益施設緑化の目標（再掲 6-6 頁参照）

区 分		現況緑化率	緑化目標	備 考
都市公園	街区公園	—	30～40%以上	・緑の政策大綱:30%
	近隣公園	—	50%以上	・緑の政策大綱:50%
	総合公園	—		
道路		31.3%	今後整備する幹線道路等の緑化	
河川		—	今後整備・改修する河川の積極的な緑化	
学校		19.4%	20%以上	
官公庁施設等		24.8%	25%以上	

注：緑化率は緑化面積÷敷地面積×100、道路は緑化延長÷道路延長×100

(2) 公共公益施設緑化の推進方針

① 都市公園の緑化

都市公園は、緑の拠点となる緑地であることから、その利用形態や求められる機能に応じた緑化を推進し、地域住民に親しまれる緑の形態を形成します。

近隣公園や総合公園といった一団の規模を有する都市公園は、市街地内での用地の確保が困難なことから、樹林地や農地などの拡大市街地（予定地）内での整備となるため、特に現況植生や周辺の自然環境との調和に配慮した緑化を行うものとします。

② 道路緑化

道路は、都市内の緑のネットワークを形成する重要な線的要素であることから、街路樹の高木をはじめ、連続的な緑化を推進し、緑あふれる都市景観の形成や沿道の生活環境の向上を図ります。

樹種については、地域の花木や求められる機能（例えば密集地においては耐火性等）に応じた選定を行います。



■道路の緑化（（都）相見線）

（３）河川の緑化

河川は、生態系ネットワークの核であるとともに、回廊となる緑地でもあることから、動植物の生息空間に配慮した多自然型川づくりを推進します。

また、河川沿いにおいて、自転車専用道や緑道などの整備が可能なところについては、あわせて高木等による並木植栽を行い、快適な移動空間を創出します。

（４）学校の緑化

学校は、市街地景観や避難地としての機能等に配慮し、生垣や高木植栽等による外周部の緑化を推進します。

また、環境教育の視点から、幸田小学校などでも行われている学校ビオトープづくりを推進し、周辺の自然環境と調和した緑化を推進します。

緑化にあたっては、屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン等、様々な取り組みを行い、その効果を子供たちに伝えることにより、各家庭にその取り組みが波及することを期待します。

なお、特に小学校においては、校庭の芝生化を推進し、環境面の向上を図るとともに、子供たちが活発に活動できる校庭の提供に努めます。また、校庭は町民への開放を行うとともに、芝生の管理にあたっては、環境教育並びに地域コミュニティ形成の観点から、子供たちや地域住民等で行うことも検討します。

（５）官公庁施設等の緑化率

官公庁施設等の施設においては、民有地の緑化を牽引する意味からも積極的な緑化を推進します。



■わしだ保育園の緑化



■町民会館の緑化

2. 民有地の緑化の目標及び推進方針

(1) 民有地緑化の目標

都市における緑とオープンスペースを確保するには、公園整備や公共施設緑化等の施策のみならず、住民自身による自主的な緑地の保全及び緑化が必要であることから、民有地の緑化目標を住居系、工業系、商業系に区分し設定します。

■民有地の緑化目標（再掲 6-6 頁参照）

区 分	現況緑化率	緑化目標	備 考
住宅地	8.5%	10～15%以上	
工業地	9.3%	15～20%以上	
商業地	1.9%	10～15%以上	

(2) 民有地緑化の推進方針

① 住宅地

住宅地の緑化は、都市防災並びに市街地景観の視点から重要であることから、緑地協定や地区計画を推進することにより、接道部を中心とした生垣等の緑化誘導や緑化率の指定による緑あふれる街並み形成を図ります。

既成市街地に多く見られるブロック塀については、地震時の崩壊等を防止するとともに、緑豊かな市街地景観を創出するため、生垣への緑化を推進するとともに、屋上緑化や壁面緑化を推進します。

新規団地開発においては、「一人協定」による緑地協定を進めることにより、緑豊かな団地形成を図ります（住宅が建ち始める前に規制をかける）。

また、近年幸田駅周辺に立地が見られる中高層住宅についても緑地協定の活用により、高木の植栽等緑化の誘導を図ります。



■生垣による良好な市街地景観の事例



■緑地協定による緑豊かな街並み事例

② 工業地

工場の緑化は、都市景観や防災上重要であることから、工場立地法等により敷地内に適切な緑地を確保するとともに、緑地協定等による緑化を推進します。

新規の工業系開発にあたっては、現行の工場緑化事例を踏まえ、より高い緑の質と量を確保することを目指します。

また、敷地外周の緑化を推進するとともに、屋上緑化や壁面緑化を推進します。



■ 工場の屋上緑化の事例



■ 工場の壁面緑化の事例

【参考 社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES)】

坂崎地区工業団地（ソニーイーエムシーエス(株)東海テック）は緑化が評価され、内閣総理大臣賞、通産大臣賞、愛知県知事賞など多数の賞を受賞しています。

また、東海テックは SEGES の最高ランクの Excellent Stage 3 を維持しています。



■ 坂崎地区工業団地（ソニーイーエムシーエス(株)東海テック）

※SEGES（シージェス：社会・環境貢献緑地評価システム）は、貢献度の高い優れた緑を評価認定する「緑の認定」制度です。

③ 商業地

商業地は、多くの人々が集う空間であることから、賑わいを感じる景観や防災上の配慮が必要であるが、既存商業地においては、十分な緑化がされていないことから、敷地外周の緑化を推進するとともに、屋上緑化や壁面緑化を推進します。特に、今後整備される商業地については、修景緑化による演出などにより、緑あふれる街並景観の形成を図ります。



■ 商業施設の壁面緑化事例



■ 緑豊かな商業空間事例

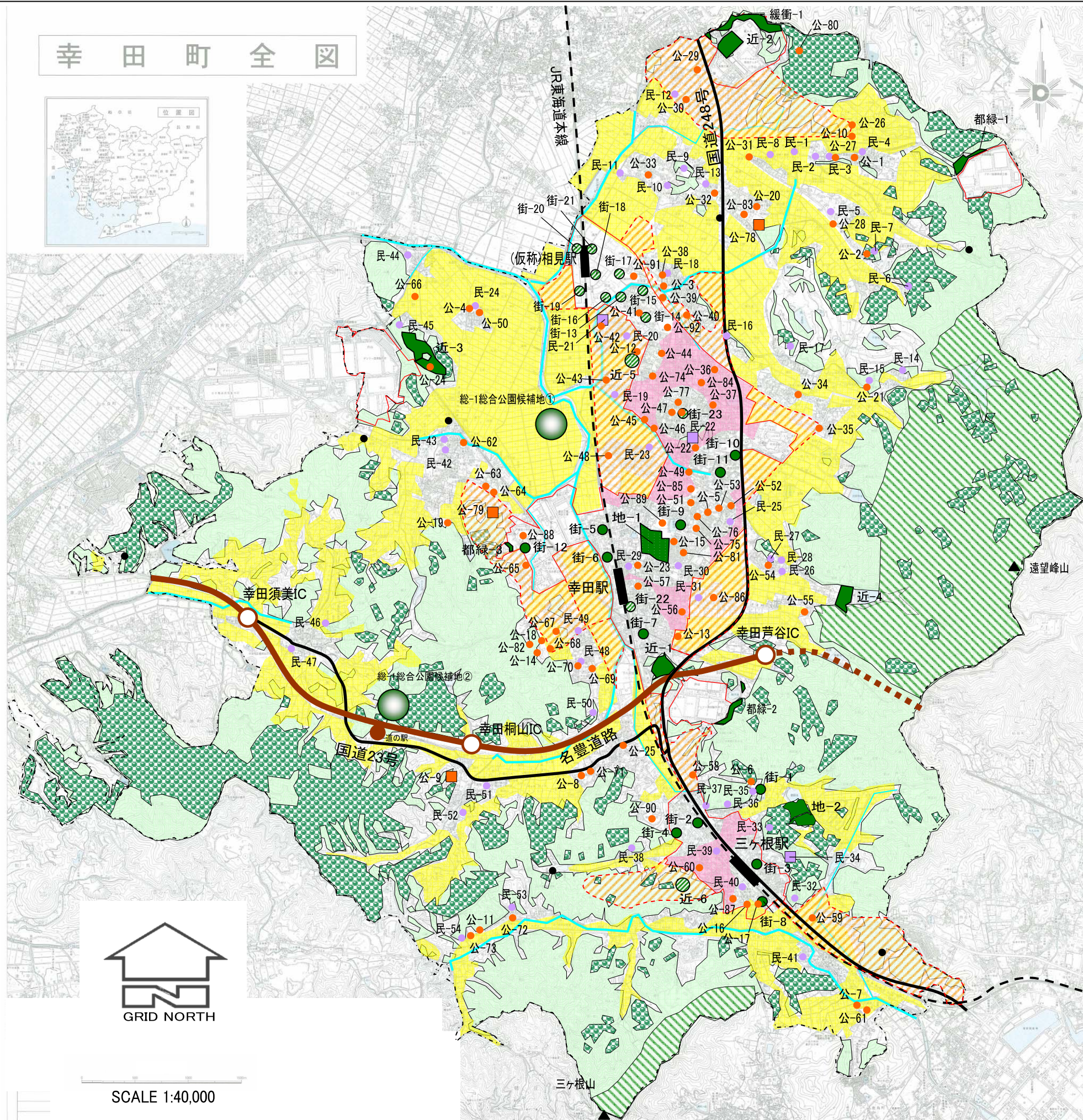
8-4 施策の体系

以上を踏まえ、緑地の保全及び緑化を推進するための施策の体系を整理します。

■施策の体系（案）

	施策の方向	施 策
緑を守る	・三河湾国定公園の保全	自然公園（自然公園法）の保全
	・樹林地の保全	保安林（森林法）の保全
		地域森林計画対象民有林（森林法）の保全
		緑地保全手法の検討（保全配慮地区の設定）
		ボランティア等管理団体の育成
	・優良農地の保全	あいち森と緑づくり事業（森林整備事業、里山林整備事業）の実施
		農用地区域（農業振興地域整備法）の保全
	・市民農園の整備	市民農園の整備
緑をつくる	・広田川など河川の保全と生物多様性の保全	河川区域（河川法）の指定
	・断層や古墳（天然記念物等）	沿川等における緑化（花いっぱい運動等の実施）
		幸田町文化財保護条例の指定
	・緑豊かな市街地景観の保全	緑地協定の締結、地区計画の決定など
	・社寺等の景観資源の保全	保存樹・保存樹林の指定・条例化等（樹木保存法）
		景観重要樹木の指定（景観法）
	・巨木などの保全	あいち森と緑づくり事業（身近な緑づくり事業）による買取
	・都市公園の整備	総合公園の検討（交流の場づくり）
		近隣公園の整備
	・魅力ある公園（交流空間）づくり	街区公園の整備
		ワークショップ等による住民参加型の公園づくり
		生物多様性に配慮した公園づくり
緑をつなぐ	・ポケットパークの整備	ポケットパークの整備
		あいち森と緑づくり事業（県民参加緑づくり事業）の実施
	・既存公園の活用	老朽化した公園の再整備（リニューアル、アセットマネジメント）
		バリアフリー化（人にやさしい公園の整備）
	・公共公益施設の緑化推進	駅周辺の緑化（都市の顔づくり）
		道路の緑化（あいち森と緑づくり事業（美しい並木道再生事業）の活用）
		官公庁施設等の緑化
	・民有地（住宅地、商業地、工業地）の緑化推進	学校の緑化と町民への開放
		緑地協定の締結、地区計画の決定など
		生垣緑化、屋上緑化、壁面緑化の推進
		緑化条例の検討、緑化指導の推進など
緑を育てる	・水と緑のネットワーク形成	あいち森と緑づくり事業（緑の街並み推進事業）の実施
		都市拠点や公園等と市街地・集落地のネットワーク化
		巨木巡りコースの設定
		花いっぱい運動による緑化区間の活用
	・道路、河川の環境整備	緑道（歩行者道）や自転車専用道路の整備
		歩道や自転車専用道路の確保と緑化
	・花いっぱい運動	集落を結ぶ道路や河川の緑化等
	・教育活動、広報活動の強化	広報などによる緑化行事・事例の紹介
		シンポジウムや懇談会などの開催
		庭木相談や植木講習会などの開催
		学校での緑化教育の充実
		緑化相談所の設置
		緑の月間、緑の週間などにおける活動強化
緑を育てる	・各種緑化行事の開催	緑化の推進に関するパンフレットの配布
		幸田しだれ桜まつりの開催
		緑化木の無料配布
		自然観察会
	・住民参加による緑化運動の推進	花いっぱいコンテナガーデン作品コンテストの開催
		幸田ふれあい農園の継続
		光明寺川プロジェクトの継続
		菜の花プロジェクトの継続
		公園愛護会の創設
		アダプトプログラム（里親制度）の導入

幸田町全図



SCALE 1:40,000

■実現のための施策の方針図

凡 例		
施設緑地		既存都市公園、緑地（既存）
		計画都市公園（近隣/街区公園）
		総合公園候補地（2箇所）
		公共施設緑地（既存 1ha 以上） // （既存 1ha 未満）
		民間施設緑地（既存 1ha 以上） // （既存 1ha 未満）
地域制緑地		自然公園
		農用地区域
		河川区域
		保安林
		地域森林計画対象民有林
		条例によるもの（天然記念物）
—		現行市街化区域
		現行市街化区域における新規街区公園配置検討地区（6 箇所）
		拡大市街地（予定地）
		拡大市街地における新規街区公園配置検討地区（17 箇所）
		都市計画区域（行政区域）

注：

- ◆現行市街化区域における新規街区公園配置検討地区の街区公園（6 箇所）の位置は特定していません。
- ◆拡大市街地（予定地）は候補地であるため、街区公園（17 箇所）の位置は特定していません。
- ◆都市緑地の内、調整池は表示していません。

西三河都市計画区域

幸田町 緑地の整備目標総括表

様式－ 1

年次 緑地種別				現況 (平成20年)						中間 (平成32年)						目標年次 (平成42年)						
				市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			
				整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	整備量		㎡／人	
				ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)		
緑地種別	住区基幹公園	街区公園	11	1.70	0.78	12	2.65	0.71	33	6.42	2.38	34	7.37	1.75	45	9.42	3.01	46	10.37	2.23	(1)	
		近隣公園	2	6.30	2.90	4	15.10	4.05	3	8.30	3.07	5	17.10	4.06	4	10.30	3.29	6	19.10	4.12	(2)	
		地区公園	1	6.16	2.83	2	13.62	3.65	1	6.16	2.28	2	13.62	3.24	1	6.16	1.97	2	13.62	2.94	(3)	
		総合公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5.00	1.19	—	—	—	1	10.00	2.16	(4)	
		運動公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(5)	
	基幹公園			14	14.16	6.51	18	31.37	8.42	37	20.88	7.73	42	43.09	10.24	50	25.88	8.26	55	53.09	11.44	(1)～(5)の計
	特殊公園	風致公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(6)
		動植物公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(7)
		歴史公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(8)
		墓園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(9)
		その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(10)
	広場公園			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(11)
	広域公園			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(12)
	緩衝公園			1	4.50	2.07	1	4.50	1.21	1	4.50	1.67	1	4.50	1.07	1	4.50	1.44	1	4.50	0.97	(13)
	都市緑地			8	0.93	0.43	10	6.57	1.76	8	0.93	0.34	10	6.57	1.56	8	0.93	0.30	10	6.57	1.42	(14)
	緑道			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(15)
	都市林			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(16)
	国の設置によるもの			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(17)
	都市公園計			23	19.59	9.01	29	42.44	11.39	46	26.31	9.74	53	54.16	12.87	59	31.31	10.00	66	64.16	13.83	(1)～(17)の計
公共施設緑地			33	12.88	5.92	92	32.11	8.62	40	15.24	5.64	92	32.50	7.72	47	17.59	5.62	92	32.50	7.00	(18)	
都市公園等合計			56	32.47	14.93	121	74.55	20.00	86	41.55	15.38	145	86.66	20.58	106	48.90	15.61	158	96.66	20.83	(1)～(18)の計	
民間施設緑地			6	4.18	1.92	54	19.46	5.22	9	5.46	2.02	54	19.46	4.62	11	6.74	2.15	54	19.46	4.19	(19)	
施設緑地計			62	36.65	16.85	175	94.01	25.23	95	47.01	17.40	199	106.12	25.21	117	55.64	17.77	212	116.12	25.03	(20)=(1)～(19)の計	
緑地種別	特別緑地保全地区	特別緑地保全地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(21)	
		生産緑地地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(22)	
		風致地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(23)	
		その他法によるもの	2	15.50	7.13	5	4,780.78	1,282.78	5	15.50	5.74	5	4,674.78	1,110.40	2	15.50	4.95	5	4,568.78	984.65	(24)	
	法によるもの計		2	15.50	7.13	5	4,780.78	1,282.78	5	15.50	5.74	5	4,674.78	1,110.40	2	15.50	4.95	5	4,568.78	984.65	(21)～(24)の計	
	条例等によるもの		—	—	—	5	0.39	0.10	—	—	—	8	0.43	0.10	1	0.04	0.01	13	0.47	0.10	(25)	
	小計		2	15.50	7.13	10	4,781.17	1,282.88	5	15.50	5.74	13	4,675.21	1,110.50	3	15.54	4.96	18	4,569.25	984.75	(26)=(21)～(25)の計	
	地域制緑地間の重複		—	—	—	—	897.00	240.68	—	—	—	—	897.00	213.06	—	—	—	—	897.00	193.32	(27)	
	地域制緑地計			2	15.50	7.13	10	3,884.17	1,042.20	5	15.50	5.74	13	3,778.21	897.44	3	15.54	7.88	18	3,672.25	791.43	(28)=(26)－(27)
	施設・地域制緑地間の重複			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(29)
緑地総計			64	52.15	23.98	185	3,978.18	1,067.42	100	62.51	23.13	212	3,884.33	922.64	120	71.18	7.88	230	3,788.37	816.46	(20)+(28)－(29)	
人口	市街化区域内人口			21,749 人		市街化区域内人口			27,020 人		市街化区域内人口			31,320 人								
	都市計画区域人口			37,269 人		都市計画区域人口			42,100 人		都市計画区域人口			46,400 人								
面積	市街化区域面積			585.0 ha		市街化区域面積			652.0 ha		市街化区域面積			723.0 ha								
	都市計画区域面積			5,678 ha		都市計画区域面積			5,678 ha		都市計画区域面積			5,678 ha								
緑地の確保目標水準			市街化区域面積に対する割合		8.9 %		市街化区域面積に対する割合		9.6 %		市街化区域面積に対する割合		9.8 %									
			都市計画区域面積に対する割合		70.1 %		都市計画区域面積に対する割合		68.4 %		都市計画区域面積に対する割合		66.7 %									
都市公園等の目標水準 (住民一人当たり面積)			都市公園		11.39 ㎡／人		都市公園		12.87 ㎡／人		都市公園		13.83 ㎡／人									
			都市公園等		20.00 ㎡／人		都市公園等		20.58 ㎡／人		都市公園等		20.83 ㎡／人									

施設緑地の整備目標個別調書 (全9枚中の1枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積	現況	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年後に 重点的に 整備する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考
			平成20年 度末現在 (ha) A	平成20年 度末現在 (ha) B	中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			市街化区域 内面積 (ha)	市街化調整区域 内面積 (ha)	
街-1	街区公園	里公園	0.95	0.95	0.95	0.95				0.95	
2	"	沢渡公園	0.25	0.25	0.25	0.25			0.25		
3	"	里前公園	0.19	0.19	0.19	0.19			0.19		
4	"	舟山公園	0.14	0.14	0.14	0.14			0.14		
5	"	内池公園	0.17	0.17	0.17	0.17			0.17		
6	"	駅西公園	0.15	0.15	0.15	0.15			0.15		
7	"	仲田公園	0.21	0.21	0.21	0.21			0.21		
8	"	三ヶ根南公園		0.10	0.10	0.10			0.10		
9	"	郷前公園		0.10	0.10	0.10			0.10		
10	"	山添ふれあい公園		0.14	0.14	0.14			0.14		
11	"	沢田公園		0.12	0.12	0.12			0.12		
12	"	天池公園		0.13	0.13	0.13			0.13		
13	"	1号公園			0.18	0.18	0.18	○	0.18		
14	"	2号公園			0.17	0.17	0.17	○	0.17		
15	"	3号公園			0.13	0.13	0.13	○	0.13		
16	"	4号公園			0.20	0.20	0.20	○	0.20		
17	"	5号公園			0.30	0.30	0.30	○	0.30		
18	"	6号公園			0.18	0.18	0.18	○	0.18		
19	"	7号公園			0.10	0.10	0.10	○	0.10		
20	"	8号公園			0.16	0.16	0.16	○	0.16		
21	"	9号公園			0.25	0.25	0.25	○	0.25		
22	"	幸田駅前地区街区公園			0.10	0.10	0.10	○	0.10		
23	"	欠間公園			0.20	0.20	0.20	○	0.20		
	"	新規			0.25	0.25	0.25	○	0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25	○	0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25	○	0.25		

施設緑地の整備目標個別調書 (全9枚中の2枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種別	名称	都市計画 決定面積	現況	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年後に 重点的に 整備する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考
			平成20年 度末現在 (ha) A	平成20年 度末現在 (ha) B	中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			市街化区域 内面積 (ha)	市街化調整区域 内面積 (ha)	
	"	新規			0.25	0.25	0.25	○	0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25	○	0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
	"	新規			0.25	0.25	0.25		0.25		
計			2.06	2.65	7.37	10.37	7.72		9.42	0.95	
近-1	近隣公園	幸田公園	2.90	2.90	2.90	2.90			2.90		
2	"	彦左公園		3.40	3.40	3.40			3.40		
3	"	永野公園		5.80	5.80	5.80				5.80	

施設緑地の整備目標個別調査 (全9枚中の3枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種別	名称	都市計画現況 決定面積		整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年後に 重点的に 整備する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考
			平成20年 度末現在 (ha) A	平成20年 度末現在 (ha) B	中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			市街化区域 内面積 (ha)	市街化調整区域 内面積 (ha)	
4	〃	幸田町とぼね運動公園		3.00	3.00	3.00				3.00	
5	〃	新規			2.00	2.00	2.00		2.00		
6	〃	新規				2.00			2.00		
計			2.90	15.10	17.10	19.10	4.00		10.30	8.80	
地-1	地区公園	幸田中央公園	6.16	6.16	6.16	6.16			6.16		
地-2	〃	幸田町深溝運動公園		7.46	7.46	7.46				7.46	
計			6.16	13.62	13.62	13.62			6.16	7.46	
総-1	総合公園	新規			5.00	10.00	10.00			10.00	
計					5.00	10.00	10.00			10.00	
緩緑-1	緩衝緑地	坂崎緑地		4.50	4.50	4.50			4.50		
計				4.50	4.50	4.50			4.50		
都緑-1	都市緑地	長嶺緑地		4.00	4.00	4.00				4.00	
	〃	駅西1号緑地		0.29	0.29	0.29			0.29		調整池
	〃	駅西2号緑地		0.02	0.02	0.02			0.02		〃
	〃	芦谷1号緑地		0.14	0.14	0.14			0.14		〃
	〃	芦谷2号緑地		0.00	0.00	0.00			0.00		〃
2	〃	中部工業団地緑地		1.64	1.64	1.64				1.64	
	〃	里前緑地		0.10	0.10	0.10			0.10		調整池
	〃	沢田1号緑地		0.13	0.13	0.13			0.13		〃
	〃	沢田2号緑地		0.12	0.12	0.12			0.12		〃
3	〃	天池1号緑地		0.13	0.13	0.13			0.13		
計				6.57	6.57	6.57			0.93	5.64	

施設緑地の整備目標個別調査 (全9枚中の4枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種別	名称	都市計画現況 決定面積		整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年後に 重点的に 整備する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考
			平成20年 度末現在 (ha) A	平成20年 度末現在 (ha) B	中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			市街化区域 内面積 (ha)	市街化調整区域 内面積 (ha)	
公-1	広場	農作業休憩所長嶺北山公園		0.02	0.02	0.02				0.02	
2	〃	久保田農村広場		0.66	0.66	0.66				0.66	
3	〃	高力住民広場		0.60	0.60	0.60				0.60	
4	〃	新田住民広場		0.30	0.30	0.30				0.30	
5	〃	横落住民広場		0.50	0.50	0.50			0.50		
6	〃	里住民広場		0.49	0.49	0.49				0.49	
7	〃	海谷住民広場		0.24	0.24	0.24				0.24	
8	〃	上六栗住民広場		0.60	0.60	0.60				0.60	
9	〃	桐山住民広場		1.52	1.52	1.52				1.52	
10	〃	長嶺休養施設		0.02	0.02	0.02				0.02	
11	〃	逆川住民広場		0.51	0.51	0.51				0.51	
12	〃	鷺田住民広場		0.32	0.32	0.32			0.32		
13	〃	芦谷住民広場		0.33	0.33	0.33			0.33		
14	〃	六栗住民広場		0.59	0.59	0.59				0.59	
	〃	欠間公園		0.20	街区公園に移行。		-0.20				
15	〃	桜坂公園		0.12	0.12	0.12			0.12		
16	〃	大塚公園①		0.04	0.04	0.04			0.04		
17	〃	大塚公園②		0.02	0.02	0.02			0.02		
18	農村公園	六栗農村公園		0.28	0.28	0.28				0.28	
19	〃	野場農村公園		0.31	0.31	0.31				0.31	
20	児童遊園	坂崎児童遊園		0.01	0.01	0.01				0.01	
21	〃	大草児童遊園		0.33	0.33	0.33				0.33	
22	〃	岩堀児童遊園		0.05	0.05	0.05			0.05		
23	〃	幸田児童遊園		0.03	0.03	0.03			0.03		
24	〃	永野児童遊園		2.41	2.41	2.41				2.41	
25	〃	上六栗児童遊園		0.09	0.09	0.09				0.09	

施設緑地の整備目標個別調査 (全9枚中の5枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積 平成20年 度末現在 (ha) A	現 況 平成20年 度末現在 (ha) B	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考
					中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			市街化区域 内面積 (ha)	市街化調整区域 内面積 (ha)	
26	ちびっ子広場	長嶺北山ちびっ子広場		0.02	0.02	0.02				0.02	
27	"	長嶺ちびっ子広場		0.05	0.05	0.05				0.05	
28	"	久保田ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03				0.03	
29	"	上田ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04			0.04		
30	"	迎山ちびっ子広場		0.01	0.01	0.01			0.01		
31	"	西ヶ崎ちびっ子広場		0.02	0.02	0.02				0.02	
32	"	坂崎ちびっ子広場		0.10	0.10	0.10				0.10	
33	"	坂崎城ちびっ子広場		0.02	0.02	0.02				0.02	
34	"	大草ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03				0.03	
35	"	北前田ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03				0.03	
36	"	大草北川後ちびっ子広場		0.07	0.07	0.07			0.07		
37	"	南川後ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03			0.03		
38	"	高力ちびっ子広場		0.11	0.11	0.11				0.11	
39	"	高力開墾地ちびっ子広場		0.02	0.02	0.02			0.02		
40	"	高力南ちびっ子広場		0.06	0.06	0.06			0.06		
41	"	北鷺田ちびっ子広場		0.20	0.20	0.20			0.20		
42	"	鷺田ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04			0.04		
43	"	東部ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03			0.03		
44	"	寺東ちびっ子広場		0.08	0.08	0.08				0.08	
45	"	三保田住宅西ちびっ子広場		0.05	0.05	0.05			0.05		
46	"	三保田住宅東ちびっ子広場		0.05	0.05	0.05			0.05		
47	"	欠間ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03			0.03		
48	"	前田ちびっ子広場		0.05	0.05	0.05			0.05		
49	"	北門ちびっ子広場		0.05	0.05	0.05			0.05		
50	"	新田ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04			0.04		
51	"	竹ノ花ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04			0.04		

施設緑地の整備目標個別調査 (全9枚中の6枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積 平成20年 度末現在 (ha) A	現 況 平成20年 度末現在 (ha) B	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考
					中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			市街化区域 内面積 (ha)	市街化調整区域 内面積 (ha)	
52	ちびっ子広場	横落住宅ちびっ子広場		0.07	0.07	0.07			0.07		
53	"	横落中央ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04			0.04		
54	"	荻西ちびっ子広場		0.07	0.07	0.07				0.07	
55	"	荻ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04				0.04	
56	"	芦谷ちびっ子広場		0.05	0.05	0.05			0.05		
57	"	幸田ちびっ子広場		0.06	0.06	0.06			0.06		
58	"	里北ちびっ子広場		0.07	0.07	0.07			0.07		
59	"	里東ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03			0.03		
60	"	市場ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03			0.03		
61	"	海谷ちびっ子広場		0.02	0.02	0.02				0.02	
62	"	野場北ちびっ子広場		0.07	0.07	0.07				0.07	
63	"	野場ちびっ子広場		0.02	0.02	0.02				0.02	
64	"	野場東ちびっ子広場		0.08	0.08	0.08				0.08	
65	"	石荒ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04			0.04		
66	"	永野ちびっ子広場		0.30	0.30	0.30				0.30	
67	"	六栗ちびっ子広場		0.07	0.07	0.07			0.07		
68	"	六栗農村公園ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04				0.04	
69	"	六栗団地ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03				0.03	
70	"	六栗県営住宅ちびっ子広場		0.01	0.01	0.01				0.01	
71	"	上六栗ちびっ子広場		0.04	0.04	0.04				0.04	
72	"	逆川東ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03				0.03	
73	"	逆川ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03				0.03	
74	"	野々宮ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03			0.03		
75	"	横落郷前ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03			0.03		
76	"	横落郷中ちびっ子広場		0.03	0.03	0.03			0.03		
77	"	欠間公園		0.02	0.02	0.02			0.02		

施設緑地の整備目標個別調書 (全9枚中の7枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積 平成20年 度末現在 (ha) A	現 況 平成20年 度末現在 (ha) B	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考
					中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			市街化区域 内面積 (ha)	市街化調整区域 内面積 (ha)	
78	運動場	町営坂崎運動場		1.87	1.87	1.87				1.87	
79	"	大日蔭運動場		2.88	2.88	2.88			2.88		
80	緑地	愛知県企業の緑地		0.09	0.09	0.09				0.09	
81	"	桜坂緑地		0.17	0.17	0.17			0.17		
82	"	六栗緑地			0.59	0.59	0.59	○		0.59	
83	学校	坂崎小学校		0.87	0.87	0.87				0.87	
84	"	幸田小学校		0.96	0.96	0.96			0.96		
85	"	中央小学校		0.99	0.99	0.99			0.99		
86	"	荻谷小学校		0.92	0.92	0.92			0.92		
87	"	深溝小学校		0.68	0.68	0.68			0.68		
88	"	豊坂小学校		1.06	1.06	1.06			1.06		
89	"	幸田中学校		2.10	2.10	2.10			2.10		
90	"	南部中学校		1.58	1.58	1.58				1.58	
91	"	北部中学校		1.98	1.98	1.98			1.98		
92	"	幸田高等学校		3.06	3.06	3.06			3.06		
計				32.11	32.50	32.50	0.39		17.59	14.91	
注：公-18と公-68は公-14に、公-26は公-1にそれぞれ含まれるため計上しない。欠間公園は街区公園に移行。											
民-1	社寺	三村神社		0.49	0.49	0.49				0.49	
2	"	常福寺		0.09	0.09	0.09				0.09	
3	"	白山社		0.06	0.06	0.06				0.06	
4	"	専福寺		0.14	0.14	0.14				0.14	
5	"	聞入寺		0.29	0.29	0.29				0.29	
6	"	西方寺		0.30	0.30	0.30				0.30	
7	"	社宮司社		0.22	0.22	0.22				0.22	
8	"	稲荷社		0.14	0.14	0.14				0.14	
9	"	円行寺		0.61	0.61	0.61				0.61	

施設緑地の整備目標個別調書 (全9枚中の8枚目) 様式-2

図面 対象 番号	種 別	名 称	都市計画 決定面積 平成20年 度末現在 (ha) A	現 況 平成20年 度末現在 (ha) B	整備目標		新規拡大 (ha) (E=D-B)	5年 後に 重点 的に 整備 する もの	緑地の位置 (目標年次)		備考
					中間年次 平成32年 (ha) C	目標年次 平成42年 (ha) D			市街化区域 内面積 (ha)	市街化調整区域 内面積 (ha)	
10	社寺	案國寺		0.46	0.46	0.46				0.46	
11	"	神明社		0.08	0.08	0.08				0.08	
12	"	稲荷社		0.11	0.11	0.11				0.11	
13	"	八百富神社		0.69	0.69	0.69				0.69	
14	"	浄土寺		0.28	0.28	0.28				0.28	
15	"	大草神社		0.33	0.33	0.33				0.33	
16	"	正楽寺		0.38	0.38	0.38				0.38	
17	"	要門寺		0.12	0.12	0.12				0.12	
18	"	神明宮		0.48	0.48	0.48				0.48	
19	"	一乗寺		0.27	0.27	0.27			0.27		
20	"	正専寺		0.25	0.25	0.25			0.25		
21	"	鷺田神明宮		1.37	1.37	1.37			1.37		
22	"	熊野神社		2.76	2.76	2.76			2.76		
23	"	西光寺		0.38	0.38	0.38			0.38		
24	"	御鋳社		0.15	0.15	0.15				0.15	
25	"	秋葉神社		0.15	0.15	0.15			0.15		
26	"	専福寺		0.19	0.19	0.19				0.19	
27	"	玄好寺		0.19	0.19	0.19				0.19	
28	"	稲荷神社		0.16	0.16	0.16				0.16	
29	"	秋葉神社		0.25	0.25	0.25			0.25		
30	"	弥栄神社		0.47	0.47	0.47			0.47		
31	"	安楽寺		0.29	0.29	0.29			0.29		
32	"	素蓋鳴神社		0.34	0.34	0.34				0.34	
33	"	三光院		0.31	0.31	0.31				0.31	
34	"	本光寺		1.61	1.61	1.61				1.61	
35	"	深溝神社		0.28	0.28	0.28				0.28	

様式-2

様式－3

8-27